

平成 26 年度第 1 回幕別町文化財審議委員会

議 案

日 時 平成 27 年 3 月 24 日 (火) 午後 1 時 30 分
場 所 幕別町教育委員会 会議室

日 程

1 委嘱状交付

2 あいさつ 幕別町教育委員会教育長職務代理者 森 範康

3 委員紹介

4 職員紹介

5 所管事項説明

6 役員選出 委員長
副委員長

7 委員長あいさつ

8 審議事項

① 幕別町郷土文化資料館整備等基本構想 (案) について

② その他

文化審議委員名簿

氏 名	備 考
はしもと たけお 橋 本 猛 夫	(1)識見委員
かとう しゅうじ 加 藤 修 治	(1)識見委員
きがわ たまみ 木 川 珠 味	(1)識見委員
ふけ なおと 福 家 直 人	(2)公募委員
おいかわ きよたか 及 川 清 貴	(2)公募委員

任期 平成26年6月1日から平成28年5月31日まで

平成 26 年 6 月 1 日現在 幕別町指定文化財

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
民俗文化財	幕別町蝦夷文化 考古館収蔵品	幕別町字千住 114 番地の 1	幕別町	平成 14 年 2 月 26 日
民俗文化財	糠内獅子舞	幕別町字糠内	糠内獅子舞 保存会	平成 14 年 2 月 26 日
有形文化財	札内N遺 跡出土品	幕別町字依田 384 番地の 3	幕別町	平成 20 年 3 月 27 日
記念物	ヒカリゴケ	幕別町忠類明 和 1 番地の 1 の内 (町有林)	幕別町	平成 21 年 6 月 26 日
無形文化財	『どさんこ甚 句』・『どさんこ舟 唄』	幕別町札内み ずほ町160番地 の60(どさんこ 甚句・舟唄発祥 の碑建立)		平成 24 年 7 月 26 日

教育委員会職員名簿

教育長職務代理者 森 範康 (もり のりやす) ※教育部長
生涯学習課長 澤部 紀博 (さわべ のりひろ)
教育部主幹 水川 潔 (みずかわ きよし)
社会教育係長 西田 建司 (にしだ けんじ)
社会教育係主事 松浦 佑司 (まつうら ゆうじ)

TEL 0155-54-2006 FAX 0155-54-4714

○幕別町文化財保護条例

(平成8年3月25日条例第11号)

改正

(平成12年9月29日条例第60号)

(目的)

第1条 この条例は、幕別町（以下「町」という。）の区域内に存する文化財のうち、国又は北海道の指定するものを除き、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料をいう。
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で生活の推移を理解するために欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物 貝塚、化石、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡（包蔵地を含む。）で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、狭谷、山岳、その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）はこの条例の執行にあたっては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、町内に存する文化財のうち、国又は北海道が指定したものを除き、町にとって重要と認めるものを幕別町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持母体（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等の判明しない場合はこの限りでない。

(解除)

第5条 教育委員会は、町指定文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 町指定文化財が町の区域内に存しなくなったとき又は国若しくは北海道の文化財として指定を受けたときは、前条の指定は解除されたものとする。

(指定又は解除の告示)

第6条 教育委員会は、前2条の規定により、文化財を指定し、又は解除したときは、すみやか

にその旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

(管理義務)

第7条 町指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

2 町指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該町指定文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更等)

第8条 町指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 町指定文化財の所有者等が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(2) 町指定文化財の所有者等が変更したとき。

(3) 町指定文化財の所在、地番、地目又は地積に変更及び異動があったとき。

2 町指定文化財の所有者等が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 所有者等は町指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状の変更)

第10条 所有者等が町指定文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第11条 所有者等は町指定文化財の修理その他維持に必要な措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、町指定文化財の保護上必要があると認めたときは、前項の修理等について必要な助言指導を与えることができる。

(管理保存の勧告)

第12条 教育委員会は、町指定文化財の保存のため必要があると認めたときは、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(補助金の交付)

第13条 町は、町指定文化財の保存及び記録の作成並びに無形文化財の伝承者養成等のため、必要があると認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付するにあたっては、必要な条件を付することができる。

(補助金の返還)

第14条 町は、補助金を受けた者について、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた目的以外の用途に補助金を使用したとき。

(2) 前条第2項の条件に従わないとき。

(調査、報告等)

第15条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て、町指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは管理の状況について報告を求めることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、町指定文化財の所有者等に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

2 前項の規定による出品又は公開により、当該町指定文化財が滅失し、又はき損したときは、町は所有者等に対し通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由により滅失又はき損した場合は、この限りでない。

(保存)

第17条 教育委員会は、町指定文化財（無形文化財を除く。）の保存のため必要があると認めるときは、関係者の同意を得て保存施設又は保存地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、その他保存に必要な措置を講ずることができる。

(文化財審議委員会)

第18条 文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議するため、幕別町文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、委員5名で組織する。

3 審議委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第60号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

○幕別町文化財審議委員会規則

(平成8年4月1日 教育委員会規則第7号)

(目的)

第1条 [幕別町文化財保護条例](#) (平成8年条例第11号) 第18条の規定に基づき、幕別町文化財審議委員会 (以下「審議委員会」という。) に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 審議委員会は、幕別町教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の諮問に応じ、申請文化財の調査審議をし、文化財指定の適否の意見及び保存活用等必要と認める事項について答申する。

(任期)

第3条 審議委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第4条 審議委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は審議委員会を代表し、会を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議委員会の庶務)

第6条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。